

令和3年4月26日

就労系障害福祉サービス事業所  
管理者 様

播磨町福祉グループ

令和3年度以降の就労系障害福祉サービスの在宅利用における  
播磨町での取扱いについて（通知）

平素より、播磨町の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和3年4月以降の就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）の在宅利用の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、ご対応をお願いいたします。

記

1. 令和3年度以降の在宅利用の取扱いについて

●対象者の要件について

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

●事業所の要件について（すべてを満たす必要があります）

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

（在宅と通所による支援を組み合わせることも可能）

## 2. 届出の提出について

- 「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に係る申立書」（利用者ごとに作成）
- サービス提供事業所における運営規定
- 指定権者への届出の写し

在宅支援を開始する日の前日までに提出してください。

※令和3年4月から開始の場合は4月30日まで、令和3年5月から開始の場合は5月31日までとします。

## 3. 報告書の提出について

- 「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に係る報告書」

令和3年度以降在宅利用を開始した最初の月のみ、サービス提供月の翌月10日までに提出してください。翌月以降は、提出は不要ですが、訓練・支援状況の確認を行う場合がありますので、記録等は必ず保管しておいてください。

## 4. その他

- 在宅利用におけるサービス提供を受けた場合であっても、利用者負担額が通常通り発生することについて、事前に利用者に説明をしてください。
- 国民健康保険団体連合会への請求について、実績記録票の備考欄に在宅利用を実施した旨がわかるように記載してください。
- 在宅利用は在宅での効果的なサービス提供が可能である場合に認められます。単なる電話連絡のみではなく、報告書の確認内容①のとおり、「知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保」されていることが必要です。支援のなかで、当初の在宅利用計画書での作業活動・訓練等が実施できていないと判断した場合は、各利用者に合わせた内容に変更するなど、居宅等で出来る限りの支援の提供をしていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先（書類提出先）

播磨町役場福祉グループ 高齢障害福祉チーム  
〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL 079-435-2361

FAX 079-435-0831

E-mail fukusi01@town.harima.lg.jp